

東大阪市育児休業明け入園予約申込書兼同意書

(宛先)東大阪市長

令和 年 月 日

育児休業からの復職に当たり、下記のとおり保育施設への育児休業明け入園予約を申し込みます。

■ 申請者(保護者)

保護者代表	住所	〒 東大阪市									
	フリガナ氏名	(フリガナ)						児童との続柄			
連絡先	携帯電話(父)	- -				電話(自宅)		- -			
	携帯電話(母)	- -									
育児休業期間(父)		令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日									
復職予定日(父)		令和 年 月 日									
育児休業期間(母)		令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日									
復職予定日(母)		令和 年 月 日									

※父母どちらか一方が育児休業を取得中の場合は、取得していない保護者の育児休業期間及び復職予定日は空白でも構いません。

■ 入園希望児童

フリガナ 氏名	(フリガナ)		性別	男・女
生年月日	令和 年 月 日	入園希望日	令和 年 月 1日	

※対象児童の生年月日:令和8年5月2日から令和8年11月1日まで

■ 入園希望施設(第2希望まで記入してください)

優先順位	施設名
第1希望	
第2希望	

■ 入園予約制度が内定に至らなかった場合の令和9年4月入園申込の希望

入園予約制度が内定に至らなかった場合、令和9年4月入園申込を希望しますか。
※どちらかに○を付けてください。

() 入園申込を希望する（0歳児4月一斉選考申込期間に、再度申込書を提出することなく、本申込の内容に基づき選考対象となります。）

() 入園申込を希望しない

■ 同意事項(下記の各項目に同意のうえ申込みます)

- ▷ 申込み後に保育を必要とする状況が変わった場合は、速やかに保育利用相談課まで連絡します。
- ▷ 複数箇所勤務されている場合、育児休業給付金受給対象の勤務先の就労時間が選考の基準になります。
- ▷ 入園予約が内定した場合は、入園日から1ヶ月以内(5月1日入園なら6月1日まで)に職場復帰します。

- ▷ 内定後、育児休業給付等の受給又は適用が確認できる書類を提出します。(例：育児休業給付金支給決定通知書の写し等)
- ▷ 入園予約に内定した場合は、内定後のキャンセルができないことに同意します。
- ▷ 申請中または入園内定後であっても、申告内容から児童の健康・発達状況に変更が生じた場合は速やかに届けることに同意します。
- ▷ 申込内容に虚偽があった場合は、内定が取消されることに同意します。
- ▷ 内定後、入園月前に東大阪市外へ転出した場合は、内定取消しとなることに同意します。
- ▷ 健康状況確認票において、申告内容と実際の児童の健康・発達状況が異なることが判明した場合は、入園内定が取消されることに同意します。
- ▷ 児童の健康・発達状況について利用が見込まれる保育施設に情報提供することに同意します。
- ▷ 児童が「集団保育が困難」と判断された場合は、内定した場合でも取消し、または退園することに同意します。
- ▷ 児童の健康・発達状況によっては保育施設の受け入れ体制が整わない場合、入園内定後であっても取消されることに同意します。
- ▷ 育児休業明け入園予約制度で入園した年度中は、転園できないことに同意します。
- ▷ 育児休業明け入園予約が内定したときは、他市町村を含む他の入園申込は取下げます。
- ▷ 本制度の結果通知は、育児休業給付金延長のための「市町村が発行する保育所等の利用ができない旨の通知(入所不承諾通知書など)」としては使用できません。育児休業の延長手続きが必要な場合は、別途、年度途中入所申込等を行っていただく必要があります。
- ▷ 育児休業明け入園予約が内定した場合、4月一斉入所の利用調整は対象外となります。育児休業給付金の延長の申請手続きに必要な「利用不可通知」取得のための4月一斉入所の申請についても受付することができません。
- ▷ 入園月の2か月前に市が実施する児童の健康・発達状況の聞き取りに協力し、その結果を入園予定施設へ情報提供することに同意します。
- ▷ 入園が決定した後も、児童の健康・発達状況等に変更が生じ、保育施設での受入れが困難であると判断した場合は、入園の決定が取消されることに同意します。
- ▷ 入園の決定後においても、上記の内定取消し事由に該当する事実が生じ、又は判明した場合は、入園の決定が取消されることに同意します。

保護者署名

【以下、市記載欄】

受付日	令和 年 月 日	受付者	
-----	-------------------	-----	--